

## 食鳥肉販売業の振興指針（案）

### 目次

- 第1 営業の振興の目標に関する事項**
  - I 食鳥肉販売業を取り巻く環境
  - II 今後5年間（平成24年度末まで）における営業の振興の目標
- 第2 食鳥肉販売業の振興の目標を達成するために必要な事項**
  - I 営業者が取り組むべき事項
    - 1 衛生水準の向上に関する事項
    - 2 経営課題への対処に関する事項
  - II 営業者に対する支援に関する事項
    - 1 組合及び連合会による営業者の支援
    - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援、消費者の信頼の向上
- 第3 営業の振興に際し配慮すべき事項**
  - I 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進
  - II 少子高齢化社会等への対応
  - III 食育への対応
  - IV 地域との共生

食鳥肉販売業の営業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守しつつ、新たな衛生上の課題に対応するなど、常に衛生水準の向上を図らなければならない。

また、より高い消費者の利便への対応等の経営上の課題への取組が求められる一方、家族経営の小売店が多く、個々の営業者による取組だけでは、十分な対策が講じられなかつたり、成果を得るまでに時間を要したりする面がある。このため、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）及び全国**食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会**（以下「連合会」という。）が実施する共同事業や研修事業、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等が実施する経営相談による支援に加え、国民生活金融公庫による融資等により、各営業者の自主的な取組を支援し、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図ることが必要である。※4

本指針は、現在、食鳥肉販売業が抱えている諸課題を克服し、専門店としての独自性を発揮できるよう、営業の振興を計画的に図り、もって公衆衛生の向上と消費者の利益の擁護に資することを目的として定めるものである。営業者及び組合においては、本指針を踏まえ、行政等と連携を図りつつ、経営の改善等に積極的に取り組み、国民生活の向上に貢献することが期待される。

また、本指針は、食鳥肉販売業が活力ある発展を遂げるための方策について取りまとめたものであり、本指針の積極的な活用により、食生活の質の向上を実感できる国民生活の実現、地域社会づくりへの貢献など、食鳥肉販売業の役割を増大させ、新たな発展の可能性をもたらすものである。※5

### 第1 営業の振興の目標に関する事項

#### I 食鳥肉販売業を取り巻く環境

食鳥肉販売業は、主に地域の商店街における食鳥肉の小売専門店として、家庭の食卓に欠かせない食材を新鮮かつ身近に提供することにより、国民生活の向上に貢献し